

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1   | 1号機 | 主タービン湿水分離器（A）の浸透探傷検査時、胴側溶接部に指示模様等が認められたため、当該部を補修                        | D    |    |
| 2   | 1号機 | ドライウェル除湿冷却系冷水ポンプの点検時、シャフト・インペラ間隙測定値に許容値外れが認められたため、当該シャフト・インペラを修理        | D    |    |
| 3   | 1号機 | ドライウェル除湿冷却系冷凍機の点検時、冷媒ガス配管の弁（2台）にシートパス等が認められたため、当該弁を修理                   | D    |    |
| 4   | 1号機 | ほう酸水注入ポンプ（A・B）の浸透探傷検査時、ポンププランジャーに指示模様等が認められたため、当該プランジャーを修理              | D    |    |
| 5   | 1号機 | 主発電機密封油装置の真空ポンプ（B）点検時、ベアリングケース内径寸法値に許容値外れが認められたため、当該ベアリングケースを交換         | D    |    |
| 6   | 1号機 | タービン天井クレーンにて空ドラム缶を吊り上げの際、吊網がタービン設備機械式圧力調整用配管の突起物に接触し、配管の変形が認められたため、対応検討 | C    |    |
| 7   | 1号機 | 主タービン組合せ中間弁（No. 2、4）の浸透探傷検査時、弁内ストレーナ多孔板の取付溶接部に指示模様等が認められたため、当該部を補修      | D    |    |
| 8   | 1号機 | 主タービン組合せ中間弁（No. 2、3）の浸透探傷検査時、弁内ストレーナピン溝部に指示模様等が認められたため、当該部を補修           | D    |    |
| 9   | 1号機 | 低圧タービン（B）下半ダイヤフラム（18段）の点検手入時、サポートバーのネジ穴手入れにおいて、タップがカジリ折損したため、当該ネジ穴を修理   | D    |    |
| 10  | 1号機 | 非常用ディーゼル発電機（1A）室局所空調機の冷却海水供給配管圧力計において、ユニオン部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理        | D    |    |
| 11  | 2号機 | 廃棄物処理建屋換気空調設備の給気加熱蒸気流量調節計の点検時、出力値に精度外れが認められたため、当該調節計を修理                 | D    |    |
| 12  | 2号機 | 取水設備洗浄装置サイクロンセパレータ（B）排水配管において、ピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理                  | D    |    |
| 13  | 3号機 | 廃棄物処理設備除染廃液処理タンクの点検時、タンク内底部の溶接線近傍に孔食が認められたため、当該部を補修                     | C    |    |
| 14  | 3号機 | 中操パネル（9-5）監視モニタ（No. 3CRT）において、表示不良が認められたため、当該モニタを点検・修理                  | D    |    |

| No. | 号機等    | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 15  | 4号機    | 残留熱除去海水ポンプ（A・C）出口ストレーナ1次ドレン弁の点検時、ボンネットボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換               | D    |    |
| 16  | 4号機    | 残留熱除去海水系（A）補機冷却水出口逆止弁の点検時、弁体アームロックナット及び座金に腐食が認められたため、当該ロックナット及び座金を交換                | D    |    |
| 17  | 4号機    | 制御棒駆動水圧制御ユニット充填水弁において、シートパス（4台）が認められたため、当該弁を点検・修理                                   | D    |    |
| 18  | 4号機    | 高圧注水系弁の点検時、昇圧ポンプ付ベント弁のブッシュ（バックシート）の側面に亀裂が認められたため、当該部品を交換                            | D    |    |
| 19  | 4号機    | 主タービン抽気系配管ドレン弁の点検時、10段及び12段抽気配管ドレン弁（5台）のディスクシートにゴミの噛み込みによる損傷痕が認められたため、当該ディスクシートを修理  | D    |    |
| 20  | 4号機    | 床ドレンサンプルタンク（B）カナル放出時、放出水が点検中の循環水配管点検口より、ポンプ逆洗弁ピット内へ漏えいしたことが認められたため、対応検討             | C    |    |
| 21  | 4号機    | 主タービン蒸気加減弁（No. 1・4）クロスヘッド締付トルクの確認時、廻り止めピン穴にズレが認められたため、当該部を修理                        | D    |    |
| 22  | 4号機    | 高圧注水系排気ラインの隔離弁弁間リークテスト時、圧力降下率に許容値外れが認められたため、当該弁を点検・修理                               | D    |    |
| 23  | 5号機    | 屋外トレンチサンプ（B）レベル計の点検時、レベル変換器及びレベルスイッチの精度に許容値外れが認められたため、当該レベル計を交換                     | D    |    |
| 24  | 集中環境施設 | 高電導度ドレンサンプポンプ（B）－（B）の試運転時、ポンプオートベント配管ユニオン継手部の締付確認不足による漏えいが認められたため、当該配管継手部を復旧確認、対応検討 | B    |    |
| 25  | その他    | 水処理設備加圧用スカム掻寄機（A）用電動機の点検時、負荷側シャフトジャーナル部の軸径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理                  | D    |    |
| 26  | その他    | 水処理前処理設備ろ過水回収ポンプ（B）用電動機の点検時、負荷・反負荷側シャフトジャーナル部の軸径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理            | D    |    |
| 27  | その他    | 水処理前処理設備給水用凝集剤注入ポンプ（A）用電動機の点検時、反負荷側シャフトジャーナル部の軸径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理            | D    |    |
| 28  | その他    | 図書管理室で保管の運転記録チャートにおいて、三次マニュアルで永久保管のものについて一部を廃棄していたことが認められたため、対応検討                   | C    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで